取　扱　注　意
委　員　限　り

令和２年度第４回政治資金適正化委員会

（開催要領）

１．開催日時：令和２年１０月２２日（月）　１４時３０分～１５時１５分

２．場　　所：ＷＥＢによる開催

３．委　　員：伊藤鉄男、淺井万富、杉田慶一、田口尚文、谷口将紀の各委員

（議事次第）

１．開　会

２．議　題

（１）リモート研修の実施について

（２）令和２年度研修実施計画の追加等について

（３）令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

（４）登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

（５）その他

３．閉　会

（配布資料）

資料１－１　リモート研修の実施について

資料１－２　リモート研修実施要領（案）

資料１－３　政治資金監査業務に関するフォローアップ研修実施要領（案）

資料２　令和２年度研修実施計画の追加について

参考資料　令和２年度 フォローアップ研修等の日時及び会場等

資料３　政治資金監査の質の向上について

～令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について～

参考資料　政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

資料４　登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況

資料Ａ　令和３年度研修実施計画の考え方について

資料Ｂ－１　指導・助言文書（案）

資料Ｂ－２　指導・助言の対象者への周知文書（案）

資料Ｃ　政治資金適正化委員会が所管する押印手続等の見直しについて

（本文）

【伊藤委員長】　それでは、ただいまから令和２年度第４回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、令和２年度第２回委員会の議事録についてでございます。各委員から事前に賜った御意見を反映させたものをお手元にお配りしておりますが、これについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】　御異議がないようですので、６年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。

また、令和２年度第３回委員会の議事録について、お手元にお配りしておりますので、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第１の議題といたしまして、リモート研修の実施についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　それでは、議題の１につきまして御説明をいたしますので、資料１－１から１－３を御覧いただければと思います。

リモート研修につきましては、前回までの委員会におきまして、その実施の方法ですとか論点につきまして御審議をいただいたところでございます。今回の委員会におきましては、実施に向けた最終案についての御審議をお願いしたいと思っております。

資料１－２といたしまして、リモート研修の実施要領、それから附則を改正する関係で、資料１－３として集合研修で行っておりますフォローアップ研修の実施要領を付けてございますけども、説明につきましては資料１－１を用いまして行いたいと思います。

では、資料１－１を御覧ください。リモート研修の実施についてということでございます。

まず、対象といたします研修でございますけれども、受講が任意となってございますフォロー

アップ研修、再受講研修と実務向上研修を対象とするということでございます。

２点目、実施期間につきましては、委員会で本日御了解をいただきましたならば、その後、私どもの方で委託先等との契約の準備等を行いまして、準備が整い次第開始をしたく、年末頃を想定しておりますけども、開始をいたしまして、終わりにつきましては、来年の３月までとするということで考えてございます。

３点目の受講可能人数でございますけども、研修期間を通じました上限につきましては、例年の再受講研修と実務向上研修、これらの参加者数を踏まえまして、最大１，２００名とするとともに、一月当たりの上限につきましては、時期による波動性といったことも一定程度考慮いたしまして、最大６００人ということで考えてございます。

４点目、受講確認でございますけれども、一定時間、１０分から２０分程度を想定しておりますが、一定時間ごとに動画を分割いたしまして、それぞれの動画の途中で記号等、数字を想定しておりますけども、これを表示いたしまして、次の動画に進むためにはその入力が必要となるといった仕組みとしたいと考えてございます。

研修動画の構成でございます。まず、再受講研修につきましては、これは登録時研修と同じ内容のものをまた学んでいただくというものでございますので、個別研修の方で使用しております動画と同じ内容としたいと考えてございます。実務向上研修につきましては、そういった動画が現在ございませんので、新たに収録をするということになりますけども、フォローアップ研修用のテキストを用いまして、政治資金監査のポイントですとか誤りやすい事例、あるいは演習問題といった、これまで集合研修で説明をしているような内容を基本に考えております。

演習問題につきましては、これまでの研修におきましては、時間の都合もございますので、講師による解説という形で取り上げてきたところでございますが、今回の研修では、こういった解説に加えまして、御自身で取り組んでいただくといったようなことも行いたいと考えております。

６点目、アンケートの実施でございます。第４期の取りまとめで、遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備の検討といったことを求められていることも踏まえまして、将来の本格実施を視野に入れてアンケートを実施したいと考えております。

アンケート項目でございますけれども、下に３つポツで書いてございますが、上の２つにつきましては、これまでの集合研修においてもお伺いしている問いを考えてございます。大きく研修に関する設問ということで、６問、７問程度。あと、受講される方それぞれの政治資金監査の実施状況に関する設問、５問程度。新たに今回リモート研修を実施するということで、このリモート研修に関する設問を５問程度ということで考えてございます。

１つ目は受講手段、今回のリモート研修におきましては、パソコンですとかタブレット、スマートフォンといったものを考えておりますけども、どういった手段で受講されたのかといったこと。２つ目の受講場所につきましては、大きく士業の先生方の事務所か自宅といったことになろうかと思いますけども、どこで受講されたのかといったこと。それから、研修内容の理解度ということで、集合研修をこれまで受けてこられた方に対して、集合研修と今回のリモート研修を比較いただいた上で、理解度、どっちがどうだったかといったことを聞いてみたいと思っております。

また、システムの操作性といたしまして、申込みのやり方ですとかサービスの使い勝手といったものについてもお伺いをしたいと考えてございます。最後に、今後リモート研修が開催された場合の受講希望といったことについてもお伺いをしたいという風に考えております。

最後、７点目に全体的な研修の流れを書いております。まず、実施が決まりましたら、リモート研修が開催されるといった御案内を全ての監査人の方にお送りしたいと考えております。併せて、研修のテキストも事前にお送りをしたいと考えております。

受講を希望される方につきましては、申込期限内に電子メールで受講申込書を委員会、事務局の方になりますけども、こちらに提出をしていただくということ。委員会におきましては、申し込まれた方について、登録政治資金監査人証票の番号を用いまして本人確認を行うほか、申込書の内容を確認しまして、システムの方に登録を実施するということになります。

その後、事務局の方から各受講者の方に対してＩＤ、パスワード、あるいはそれぞれの方の受講可能期間といった受講に必要な情報を通知するということでございます。

受講される方につきましては、指定された受講期間内に、この動画配信サービスに御自身でアクセスをいただいて、自宅のパソコン等で動画を視聴いただくといった流れになります。

動画を視聴いただいた後に、任意になりますけども、先ほど申し上げましたアンケートに回答いただいて、その後に修了証をダウンロードしていただくといった流れを考えております。

次の資料にあるリモート研修の実施イメージ、今申し上げましたようなことをポンチ絵の形で付けさせていただいております。

資料１－２が、冒頭申し上げましたけども、今申し上げましたようなことを含めて実施要領の形でまとめたものでして、この中に様式といたしまして、別紙の様式１のところに受講申込書のフォーマット、様式の２といたしまして修了証の様式なども付けているところでございます。

議題の１につきましては、説明は以上でございます。

【伊藤委員長】　この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ発言くださ

い。よろしいでしょうか。

【淺井委員】　淺井です。よろしいでしょうか。

【伊藤委員長】　どうぞ。

【淺井委員】　いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。

７の研修の流れなんですけれども、研修テキストにつきましては、事前に申込書を委員会に提出してもらうというようなことでございますけれども、これは特に最終的には研修を受けなくても、申込みをされればテキスト等は受領できるというようなことでよろしいでしょうか。

【安藤参事官】　テキストにつきましては、申込みをされていない方も、全ての監査人の方にテキストはお送りをした上で、申し込まれる方は申し込んでいただくといったことになります。ですから、申し込まれない方も、お手元にテキストは行くような形になっております。

【淺井委員】　ありがとうございます。

【杉田委員】　杉田ですけど、よろしいでしょうか。

【伊藤委員長】　どうぞ。

【杉田委員】　システムに入れるように我々の会議と同じようになっているんですが、このシステムに入れなかった場合のことが懸念されることがあるんですけど、税理士会もそういう場合には、ほかの時間にもう一度やるとかそういう形になるんですけど、そういうことの対処は考えていらっしゃいますでしょうか。

【安藤参事官】　委託先との契約などにもよりますけれども、基本的には受講期間を一月ぐらいの単位で考えてございますので、仮に特定の時間に入れなかったといったことがあっても、例えばお問合せ等いただければ、いろいろ対処を考えたいと思いますけども、基本的には受講可能期間内の中で受講はしていただけるのではないかという風に考えております。

【杉田委員】　分かりました。ありがとうございます。

【伊藤委員長】　ほかによろしいでしょうか。

それでは、本議題につきましては御了承いただいたということで、次にまいります。

第２の議題といたしまして、令和２年度研修実施計画の追加等についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　まず、資料２を御覧いただければと思います。令和２年度、今年度の追加研修についての案の資料でございます。

追加研修につきましては、前回第３回の委員会におきまして、１の追加の考え方につきまして御了解をいただいたところでございまして、今回は具体的な場所をお諮りをするということでご

ざいます。

確認的に御説明をいたしますと、１の追加の考え方でございますが、追加研修につきましても、今年度は登録時研修のみを実施するということでございます。具体的な場所、回数についての方針は、そこの下に書いてあるとおりでございまして、これまでに中止となった集合研修の開催地エリアの中から選定をする。首都圏の登録政治資金監査人の方については、当事務局で実施をしております個別研修の受講を御案内するといった考え方でございます。

具体的な場所でございますけれども、２に掲げております４つの都市、岡山、神戸、名古屋、札幌ということでどうかという風に考えております。

日程は、１月に３か所、３月に１か所ということでございます。

裏面に参考資料が付いてございますけれども、今申し上げました４つの都市は、いずれも上半期に予定をしておりまして、中止となった都市の中から結果として選んだということになっております。

その後ろに、参考資料といたしまして、表の形で今年度中止となったところを含めて予定表を付けさせていただいております。その２枚目に、下の方に赤囲みで書いてございますけれども、１月と３月に、今申し上げました４つの都市を追加したいと考えております。

募集の定員につきましては、１０月から実施している会場と同様に、定員は約１０名を上限としたいと。ただ、お申込みが多少多くても、そこは柔軟に対応したいという風に考えているところでございます。

以上が資料２になりまして、引き続きまして、その後ろ、委員限りとさせていただいております資料Ａを御覧いただければと思います。

こちらは、来年度になります令和３年度の研修の実施計画の基本的な考え方についてというものでございます。

最初のところは今年度のことを書いております。簡単に読み上げますと、登録時研修については、今年度、集合研修と個別研修の方式で実施をしつつ、他方で、フォローアップ研修については、集合研修に変えてリモート研修により実施予定ということでございます。

令和３年度の計画につきましては、引き続き、こういったことを考慮しながら以下の考え方により実施をすることとしたいとするものでございます。

最初、基本的な考え方でございますけども、今、新型コロナウイルス感染症の今後の見通しが困難であるということを踏まえまして、当面、今年度におきまして、例年もそうなんですけども、研修実施期間としておりました６月の下旬から１１月の上旬、ここをベースといたしまして、開

催地等、全体的な考え方をお示ししつつ、上半期になります６月下旬から８月下旬までに係る計画を定めることといたしまして、下半期である９月の上旬から１１月上旬につきましては、状況を踏まえつつ、引き続き検討を行うというものでございます。

これとは別に、先ほど申し上げましたリモート研修につきましては、その実施について検討を進めるということでございます。

その下に、研修ごとに書いてございますけれども、まず、登録時研修につきましては、基本的な考え方といたしまして、集合研修につきましては感染予防、拡大防止対策、こういったものを徹底した上で開催をするということ。個別研修につきましては、従前どおり、お申込みがあれば随時実施をするということでございます。

裏面を御覧いただきまして、集合研修の開催回数等でございますけども、開催回数につきましては、今年度の計画に沿って検討したいと。場所については、これまでと同様でございますけれども、やはり研修への参加の機会を広く提供するという観点から、登録者数ですとか、これまでの開催実績などを考慮しながら検討したいというものでございます。

その次に、フォローアップ研修について書いてございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきまして、今後の感染状況等の推移を見守る必要があるということで、来年度の、先ほど申しました上半期における集合研修につきましては、開催を見送ることとしたいと考えております。

他方で、リモート研修方式による実施につきましては、これは来年度における実施に向けまして、今年度、３月まで実施をいたします取組の検証を行い、先ほど申し上げましたアンケートなど、受講される方のニーズを踏まえた内容の充実を検討したいと考えております。

議題２についての説明は以上でございます。

【伊藤委員長】　この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【淺井委員】　淺井です。確認ですが、よろしいでしょうか。

【伊藤委員長】　はい、どうぞ。

【淺井委員】　３番のフォローアップ研修ですが、上半期は基本的には見送るということではございますけれども、先ほども御提案がありました、その場合、リモート研修の実施について検討を行うということでありますけれども、基本的には行うというような方向性でよろしいでしょうか。

【安藤参事官】　はい。基本的には実施の方向で考えていきたいと思っております。

【淺井委員】　ありがとうございます。

【伊藤委員長】　ほかに何かございませんか。

それでは、本議題につきましても御了承いただいたということで、次にまいります。

第３の議題といたしまして、令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　まず、資料３を御覧いただければと思います。個別の指導・助言の取組の実施についてでございます。

平成２６年分の収支報告書に係る政治資金監査から都道府県選管等に対しまして、この政治資金監査報告書の記載状況等について確認、報告等を求めておりまして、当該確認、報告等に基づき、該当のあった監査人の方に対して個別の指導・助言を行うといった取組を行ってきているところでございます。

令和元年分の収支報告書に係る政治資金監査につきましても、昨年度の第３回の委員会におきましてこの取組を継続して実施することが決定をされております。

委員会後、もう既に都道府県選管等の方には協力を依頼しておりまして、令和元年分の取組に係る都道府県選管等からの報告期限を本年の１２月４日としているところでございます。それ以降、委員会にお諮りをした上で、対象となるこの登録政治資金監査人の方に対しまして、個別に指導・助言の文書を送付するとともに、これらの方につきましては、先ほど申し上げましたリモート研修の受講を呼びかけることとしたいと考えてございます。

２つ目が、取組の具体的な内容でございます。例年と同様と考えてございますけれども、まず（１）確認項目に関するものということで、該当があれば必ず選管等に報告をお願いしているものでございます。具体的には、監査報告書の基本的な構成ですとか収支報告書上の金額の不整合、こういったものについて確認項目とさせていただいておりますけども、これらにつきましては、全て個別の指導・助言の対象としたいと考えております。

（２）が確認項目以外ということで、都道府県選管等からの任意報告でございます。こういったものも指導・助言の対象とすべきではないかという、そういった報告があった場合につきましては、委員会におきまして個別に対応を判断すると。その結果、政治資金監査制度への信頼に影響を及ぼしかねないと認められるといったものにつきましては、対象とするといったものでございます。

３点目が、この取組の周知等でございます。取組の結果につきましては、これまでと同様と考えてございます。対象となった方には、それぞれ先ほど申し上げましたように文書が行くわけで

ございますけども、それ以外の他の監査人の方に対しましても、こういった誤り事例を共有いただくということで、登録時研修を終えられました全ての監査人の方に対しまして、取組結果等の周知文書を送付することとしたいと考えてございます。

裏面でございますけども、関係士業団体の方にも、例年と同様でございますけれども、会員である登録政治資金監査人への周知について協力をお願いしたいという風に思っております。また、都道府県選管等に対しましてはフィードバックを行いたいということでございます。

最後、研修における対応といたしまして、対象となった事例の中から主な事例につきましては、来年度のこの研修テキストで取り上げまして、研修に来られる方に、重点的に説明をしたいという風に考えてございます。

その後ろに参考資料を付けております。１枚目は、先ほどちょっと口頭で申し上げたようなことなども含めて、この取組の経緯、概要等を書いているものでございます。

３ページ目を御覧いただければと思いますけども、個別の指導・助言の実施件数、平成２６年分から３０年分の取組における実施件数をまとめております。２６年分と２７年分で数字が大きく変わっているところは、２７年分から対象を拡大したということがあって、ちょっと不連続な部分がございますけれども、２７年分以降は同じやり方でやっているところでございます。

一番右側の人数のところが、対象者の人数で言いますと、５０人弱ぐらいで来ていたところが、平成３０年度につきましては、対象者が減って２１人となっているといった状況になっているところでございます。

その後ろに、資料Ｂ－１といたしまして、委員限りの資料を付けさせていただいております。御覧ください。

これが実際に対象になった登録政治資金監査人の方にお送りをしている文書でございます。同じような文書が３つ付いてございますけれども、初めて対象となった場合と、連続で対象となった場合、さらに３年以上連続で対象となった場合、それぞれ若干書き分けた形でお送りをしているといったものでございます。

また、その指導・助言文書の後ろには、４ページに付けておりますような別紙をお付けしております。それぞれの方ごとに、該当のあった事項を記載しております。また、今後留意いただくべき点ということを書いてございますけれども、ちょっと字が小さくて恐縮でございますけれども、要は対象となった方に対しまして、今回指摘された事項については、チェックリストのどこをちゃんとチェックしていれば誤りを防ぐことができたと考えられますという形で、指摘事項とチェックリストの対応部分を具体的にお示しをすることで、きめ細かな指導・助言を行うととも

に、誤り防止のためのチェックリストの有効性を強調するような文書となっております。

ちょっとページを先に進んでいただきまして、委員限りとさせていただいております資料Ｂ－２を御覧いただければと思います。

指導文書と併せてお送りをしている周知文書でございまして、対象となった方にお送りをしているものですけども、要は的確な政治資金監査を行っていただくためにということで、３点お願いを強調するような文書でございます。

１点目は研修への参加ということでございます。

２点目が、先ほども申し上げましたけども、監査に当たっては、このチェックリスト、政治資金監査チェックリストと政治資金監査報告書チェックリストと２つございますけども、これらのチェックリストを活用いただきたいといったことを記載しております。

また、最後３点目に、御不明な点があれば、私ども事務局の方にお問い合わせいただきたいといったことを記載しているところでございます。

こういった文書を、対象となった方にはお送りをしております。また、お送りする文書の案につきましては、個別の指導・助言の対象者の御審議の中でまた御議論いただければという風に思っております。

議題の３の説明につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】　この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

伊藤ですが、一つ確認ですが、確認項目以外は各都道府県選管が必要だと考えるものということですよね。

【安藤参事官】　はい。

【伊藤委員長】　これは、実際の運用として、範囲が都道府県で、例えば東京と北海道とこんなに違うとか、そういうようなことがあったのでしょうか。ちょっと今さら聞くのもあれですが。

【安藤参事官】　報告が上がってこなかったものは、ちょっと私どもで分からないということでございますので、やはり選管によって、同じようなことでも、場合によっては、ある選管ではこれは対象とすべきと考え、ただ、ある選管ではこれは対象とするまでの必要はないという風なことでの違いは出てくるようなことはあろうかと思いますけども、具体的な事例はちょっと承知をしておりません。

【伊藤委員長】　そうしますと、例えば各都道府県にこういうものを委員会は取り上げて、こういうふうに指導・助言していますよという。そうすると、ほかの選管では、うちはやっていな

いけど、こういうことも重要なんだなと分かるような、そういう行ったり来たりはしているんでしょうか。

【井上事務局長】　そこは、資料３の２ページ目の（３）にもお書きしておりますが、具体の事例についての情報提供を都道府県選管の方にもさせていただいております。その中でどういうものが上がってきて監査人さんに対して個別の指導・助言をやったというのは、都道府県選管側にも見えるようにしてフィードバックしておりますので、こういったものを参考にしながら、また対応いただくということになろうかとは思っております。

【伊藤委員長】　各選管でこういう実務をされている人の声として、これは面倒くさいんじゃないかとか、あるいはもっとたくさんこういうものもチェックしなくちゃいけないんじゃないかとか、そういうようなものは委員会の方へ、事務局の方へ上がってきているんでしょうか。

【安藤参事官】　特にそういった声を直接いただくといったことはないんですけれども、昨年いくつかの選管に聞いてみましたところでは、そういう否定的な御意見は特になかったと承知をしております。

あと、すいません、先ほど委員長からお話のあった件ですけども、今手元に実際に都道府県選管に依頼をしている文書があるんですけども、その依頼の中で、やはり各都道府県選管からあった報告事例といったものをいくつか御紹介をしておりまして、こういったものについては、主なものでございますけども、主なものを一応紹介するような形で、各選管の方にはお示しをしているといったことをやっております。

【伊藤委員長】　そうすると、今のところ、これを具体的にこういうことと決めていないけれども、それほどの問題点といいますか、そういうものはないと理解すればいいということですか。

【安藤参事官】　ええ。そういう風に承知をしております。

【伊藤委員長】　分かりました。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですか。

では、この議題につきましても御了承いただいたということで、次に、第４の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数及び研修についての説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　それでは、資料４を御覧ください。直近の登録政治資金監査人の登録者数と研修の実施状況の御報告でございます。

まず、表面、直近の登録者数の状況でございますけども、１０月９日現在で集計をしております。前回の委員会での御報告からの変動につきましては、士業ごとの増減はございますけれども、トータルの登録者数につきましては、前回から２名増えまして５，０３１名となっているところ

でございます。

内訳は、公認会計士がトータルで４名の増、税理士がトータルで２名の減ということでございます。

次に、裏面に研修の実施状況をまとめております。今年度のフォローアップ研修につきましては、これまで中止となってございますので、登録時研修のみの数字となってございますけども、１０月から登録時研修の集合研修が始まったこともございまして、１０月は数字が少し大きくなってございます。具体的には１６名となっているところでございますけれども、この中に大阪と松山での研修の参加者数が含まれておりまして、大阪では１３名参加をいただいたといった状況になっております。

議題４の説明につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】　この件について、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。

それでは次に、第５の議題といたしまして、その他の説明を事務局にお願いします。

【安藤参事官】　委員限りの資料Ｃを御覧いただければと思います。押印手続等の見直しについてというものでございます。

報道等でも最近大きく取り上げられる機会が多いと思われますけども、経緯を１に書いてございます。内閣府の規制改革推進室、ここの大臣が河野大臣でございますけれども、こちらの方から各府省に対しまして、行政手続における押印規制の見直しについての対応が要請されております。これに伴いまして、当委員会の方の押印が必要となっている手続等について検討を行うといったものでございます。

検討対象でございます。現時点において内閣府の方から言われておりますのが、国民の方が行政機関等に対して行う申請等において押印を求めている、こういった手続が対象となっております。当委員会の関係で申し上げますと、大きく２つございまして、まず１つ目が、登録政治資金監査人の地位に係る申請、届出、例えば登録を最初にしていただく際の申請書ですとか、登録された後に登録事項が変更になった場合の変更の申請、あとは登録を抹消される場合の手続、こういったところにおいて押印を求めているものがございます。

２つ目が、監査人証票等に係る申請、届出といったものでございまして、登録政治資金監査人の方が監査人証票を紛失された場合に改めて交付を申請いただくことになりますけども、こういった申請書において、押印をお願いしているといったことがございます。

対応の基本的な考え方でございますけども、３に書いているところでございます。

従来、委員会におきましては、本人確認による真正性の担保、あるいは事務執行の適正担保といった観点から、今申し上げましたような申請書類等の様式において押印を求めてきたといったところでございます。これらの申請、届出等につきましては、申請、届出等の際に求めております添付資料等により、本人確認による真正性担保は可能であるもの、または慣習的に求めてきたものであって、廃止しても事務執行の適正担保は可能と考えられるものであることから、この押印の義務を廃止する方向で検討を進めたいという風に考えております。

今後の流れでございますけれども、政府内の検討スケジュール、これがまたなるべく早くといったことで来てございます。こういったスケジュールに沿って、検討が終わり次第委員会の方で御審議をいただければと思いますけども、場合によっては持ち回りといったこともあり得るかと思いますので、あらかじめ御承知おきいただければと思っております。

また、併せまして、今申し上げましたのは、国民の方が行政機関に対して申請等を行う際、局面における押印の話でございますけども、並行して行政機関内部における押印の手続についての見直しといったことも求められておりまして、典型的なものは人事とか会計の手続といったものでございますけれども、当委員会の関係で申し上げますと、各回の開催案内におきまして印を押しているといったことがございますので、今回そういったものについても併せて見直しを行わせていただきたいと考えているところでございます。

説明の方は以上でございます。

【伊藤委員長】　この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【谷口委員】　委員長、よろしゅうございましょうか。谷口でございます。

【伊藤委員長】　どうぞ。

【谷口委員】　当委員会が直接所管をする手続ではございませんけれども、総務省及び都道府県選管における政治資金収支報告書については、本件に関して何か検討されていることはございますでしょうか。御存じの範囲でお教えいただければ幸いです。

【井上事務局長】　政治資金課の方から御説明いただいてよろしいでしょうか。

【小谷政治資金課長】　政治資金課長、小谷ですけれども、収支報告書の会計責任者の署名押印等についても、同じく、基本的には押印を外すという方向で今検討を進めております。かなり限定的に、押印を残すものについては絞るという方向で政府全体でやっておりまして、署名がある場合はもちろん今も押印は要らないんですけども、それ以外の場合についても、基本的にはなくす方向で今検討を進めておりまして、また御報告をさせていただければと思います。

【谷口委員】　分かりました。どうもありがとうございます。

【伊藤委員長】　ほかに何かございませんでしょうか。

【淺井委員】　すいません、淺井でございますが。

【伊藤委員長】　どうぞ。

【淺井委員】　今のに関連するんですけど、監査報告書自体はやはり押印は必要というような方向なんでしょうか。政治資金監査報告書です。監査人の押印です。

【安藤参事官】　今回の手続、まず今求められているものは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、国民の方が行政機関等に申請等を行う際の押印ということで、監査報告書の押印自体は、今は対象外ということになっておりますけれども、ただ、今後見直しの対象となる可能性はあるという風に考えております。

また、その際には改めて委員会にお諮りをする必要があると考えておりますけれども、この監査報告書の経緯をちょっといろいろ調べてみますと、ほかに関連をするような監査関係の制度において押印がされているといったことを参考にしているといったことがあるものですから、そういった関連する制度との並びなども考えつつ検討していくのかなという風に思っておりまして、いずれにしましても、見直す場合にはまた改めて委員会の方にお諮りをしたいという風に思っております。

【淺井委員】　ありがとうございます。

【伊藤委員長】　ほかによろしいでしょうか。

本議題につきましては、政府内のスケジュール等も踏まえまして、また委員会にお諮りしたいという風に考えております。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【安藤参事官】　本日の公表資料につきましては、本委員会終了後に総務省のホームページで公開をいたしまして、その旨を記者クラブの方に周知をさせていただく予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日１０月２３日金曜日の夕方までに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】　それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【安藤参事官】　次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、１２月２２日火曜日の午前１０時３０分より開催させていただきたいと存じます。

詳細につきましては、後日また文書にて御連絡をさせていただきます。

【伊藤委員長】　本日は長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、ありがとうございました。どうもありがとうございました。

以上